

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第104期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 大和自動車交通株式会社

【英訳名】 Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新倉能文

【本店の所在の場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 経理部長 加藤雄二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 経理部長 加藤雄二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第103期 第3四半期 連結累計期間	第104期 第3四半期 連結累計期間	第103期 第3四半期 連結会計期間	第104期 第3四半期 連結会計期間	第103期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	16,400	14,328	5,506	4,755	21,470
経常利益又は経常損失 (百万円)	643	366	35	267	1,300
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 (百万円)	678	97	148	265	741
純資産額 (百万円)	-	-	776	2,086	2,217
総資産額 (百万円)	-	-	16,903	15,916	17,307
1株当たり純資産額 (円)	-	-	71.65	203.16	216.17
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失 (円)	67.99	9.74	14.92	26.57	74.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	4.2	12.7	12.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	693	34	-	-	1,273
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	652	275	-	-	4,507
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	186	885	-	-	1,539
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	1,451	2,427	2,999
従業員数 (名)	-	-	3,242	2,631	3,062

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第103期第3四半期連結累計期間及び第104期第3四半期連結累計期間ならびに第103期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

4 第104期第3四半期連結会計期間及び第103期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	2,631
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,596
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、また受注生産形態をとらない事業も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

なお、販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメント業績に関連付けて示しております。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

(2) 提出会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社グループは、前連結会計年度において営業損失488百万円、経常損失1,300百万円を計上し、当第3四半期連結累計期間におきましても、景気停滞による法人及び個人の利用減少が続ぎ、厳しい環境のもと、四半期純損失97百万円を計上しました。

当該状況により、いまだ損失が発生し、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、その対応策として「中期経営計画」を策定し下記の項目を主な施策とし、前年度より実施しております。

当社及び当社グループが「中期経営計画」を実現できなかった場合には、当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

「中期経営計画」

1．計画期間 3年間（平成21年4月～平成24年3月）

2．計画概要

計画の骨子

？事業の選択と集中、主に中核事業であるハイヤー・タクシー事業における収益力強化と合理化によるコスト削減

？資産の整理および有効活用による有利子負債の圧縮、財務体質の改善・強化

？上記改善施策の実行により債務償還年数の短縮、金融機関との安定的な取引関係の構築
主な施策

(1) ハイヤー・タクシー事業における収益力強化と合理化によるコスト削減実現に向けての施策

ハイヤー事業

採算化交渉による顧客絞り込みの実施

従業員の適正配置の実施

車両関係費用圧縮の実施

営業所集約により、管理コスト圧縮の実施

タクシー事業

各乗務員の特性に合わせた指導・支援を実施

他部門からの乗務員受入による稼働率の向上

営業所集約により、管理コスト圧縮の実施

(2) その他

収益性が低い不採算事業は撤退検討

車両整備工場の集約の実施

所有不動産の整理及び有効活用の実施

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善により一部に景気回復の兆しが見られましたが、厳しい雇用情勢や所得環境の回復までは至らず、また円高状態やデフレ基調が長期化してい

ることにより、景気全体としては低迷している状況の下で推移してきました。

ハイヤー・タクシー業界は、景気停滞による法人及び個人の利用減少が続き、厳しい環境のもとにありました。このような情勢のもと、当社は安全輸送への努力と利用者のニーズに対応し、グループ内の主要タクシー事業所がAランク及びAAランクの格付け（事業者評価制度）及びグループ内の全事業所でグリーン経営認証（環境対応度評価制度）を維持してまいりました。

さらに、最重要課題として進めております収益構造実現のための「中期経営計画」の当第3四半期連結会計期間末における進捗状況は、次のとおりとなっております。

ハイヤー事業におきましては、事業所の統廃合による合理化を進めた結果、銀座営業所と日比谷営業所の2営業所体制に整え、ハイヤー営業車両は平成22年12月末日現在215台となっております。

タクシー事業におきましては、東京のタクシー業界全体として認可台数の削減を掲げており、当社グループといたしましては、事業所の統廃合による合理化を実施するとともに、平成22年12月末日現在183台減車し757台といたしました。稼働率の向上に努め、収益向上のための各乗務員の特性を分析した個別チェックリストによる安全順法運行及び営業指導を継続して実施しております。

その他、自動車整備事業におきましては、大和自動車(株)における整備工場体制の廃止と共に当社に整備体制を構築し、整備要員の削減と効率的配置を図っております。

所有不動産の整理及び有効活用におきましては、平成23年2月10日に平成22年1月で事業を閉鎖しております(株)大和自動車教習所の土地等（東京都小金井市・譲渡価額2,900百万円）の売買契約を締結しております。なお、物件の引渡しは平成23年4月下旬を予定しております。

当第3四半期連結会計期間の売上高は4,755百万円と前年同四半期比13.6%の減収となりましたが、不採算取引の解消、業務の効率化等、経費面においては人員削減とともに賃金基準の改定を実施し人件費を含めた諸経費の削減により、営業利益373百万円（前年同四半期比155.0%増）と改善しております。

営業外収益13百万円（前年同四半期比15.8%減）、営業外費用120百万円（前年同四半期比5.3%減）を計上し、経常利益は267百万円（前年同四半期比643.2%増）となり、四半期純利益は265百万円（前年同四半期は四半期純損失148百万円）となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業では、ハイヤー売上高は当社「中期経営計画」推進による採算顧客への絞込みによる減収、タクシー売上高は平成22年4月以降の減車に伴い減収となり、旅客自動車運送事業売上高は3,602百万円（前年同四半期比16.1%減）となりましたが、収益力強化と合理化を進め、営業利益は258百万円（前年同四半期比375.5%増）となりました。

不動産事業

不動産事業では、平成22年3月の銀座大和ビル及び渋谷大和ビル売却による賃貸売上高の減収により、不動産事業売上高は140百万円（前年同四半期比35.9%減）、営業利益は10百万円（前年同四半期比80.0%減）となりました。

販売事業

自動車燃料販売事業では、原油価格の上昇により売上高は増加し、企業収益の減少、タクシー業界の減車等の影響を受け販売数量は減少しておりますが、顧客へのきめ細かいサービスの提供に努めてまいりました。金属製品製造販売事業は、生産効率向上効果とともに、ISO9001を継続取得し製品の品質向上を進めております。その結果、販売事業売上高は1,010百万円（前年同四半期比6.0%増）、営業利益は106百万円（前年同四半期比26.6%増）となりました。

その他事業

自動車運転教習事業は平成22年1月31日付で閉鎖し、自動車整備事業は平成22年6月15日付で大和自動車(株)における整備工場体制を廃止しております。その結果、その他事業売上高は2百万円（前年同四半期比94.9%減）、営業損失は5百万円（前年同四半期は営業損失44百万円）となりました。

（注）売上高に消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は15,916百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,390百万円の減少となりました。これは現金及び預金が558百万円減少するなどの結果、流動資産が755百万円、また土地が400百万円減少するなどの結果、固定資産が635百万円減少したことによるものであります。

また負債合計は13,830百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,259百万円の減少となりました。これは未払費用が506百万円、未払法人税等が79百万円減少するなどの結果、流動負債が736百万円減少、また資産除去債務238百万円などが増加する一方、長期借入金が794百万円減少するなどの結果、固定負債が522百万円減少したことによるものであります。

純資産は四半期純損失97百万円を計上した影響もあり前連結会計年度末に比べ131百万円減少の2,086百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の12.5%から12.7%に増加しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は2,427百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べ55百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間において営業活動による資金の収入は285百万円(前年同四半期比227百万円増)となっております。その主たる要因は税金等調整前四半期純利益が295百万円であったことによります。

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間において投資活動による資金の支出は29百万円(前年同四半期比150百万円減)となっております。主たる要因は、定期預金の払戻による収入が55百万円であったものの、定期預金の預入による支出が53百万円、有形固定資産の取得による支出が19百万円であったことによります。

(ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間において財務活動による資金の支出は311百万円(前年同四半期は178百万円の収入)となっております。主たる要因は、短期借入金の純増加による支出が38百万円、長期借入金の返済による支出が240百万円、リース債務の返済による支出が18百万円であったことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いました。

当社は本プランの重要性に鑑み、平成20年6月27日開催の定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、旅客自動車運送事業を中心とした運営により社会発展に貢献するという基本理念のもと、事業活動を行っております。

当社及び当社グループといたしましては、最重要課題として、収益構造実現のための「中期経営計画」を策定し、平成21年4月より進めております。

旅客自動車運送事業におきましては、事業所の再配置大型化による営業拡大と効率化を進め、人件費を含めた社内経費の節減による更なる収支改善を図ります。営業面では、ハイヤー部門は採算にあった売上の向上と新規顧客の開拓を積極的に推進してまいります。タクシー部門は全タクシー車両に導入した自動日報システム、デジタルタコメーター、事故発生時の動画データを活用し、安全輸送・事故撲滅を推進し、さらにデジタル無線による顧客管理システムにより配車の効率化・省力化を進め、総合的に利用者サービスの向上に努めます。また、環境対策としてはクリーン燃料であるL Pガスの使用及び車両点検整備体制を推進してまいります。

不動産事業におきましては、テナントの要望にそった施設の改善に努めます。さらに、不動産の有効活用を推進してまいります。

販売事業におきましては、ガソリン及びL Pガスの市況も不況の影響を受け引き続き厳しい状況が続いておりますが、事業の効率化をより一層進めてまいります。さらに、顧客の新規開拓から販売数量の増販や環境対策商品・省エネ商品の開拓等を推進し、社会環境に寄与いたします。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を実現し、「環境にやさしい企業」をめざしてさらなる安定した企業基盤固めを推進していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を取締役4名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、平成22年3月末日現在における当社大株主の状況は、平成22年6月29日提出第103期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書「第4 提出会社の状況（7）大株主の状況」の通りであり、同時点において、当社役員及びその関係者等によって当社の発行済株式の23.5%が保有されております。ただし、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、それに対する防衛的観点からの取り組みが進む中で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値の向上の観点から好ましくないと考えられます。また、当社は公開会社として、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式等が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の中には個人株主が含まれ、その各々の事情に基づき今後当社の株式等を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の発行する株式の流動性がさらに増し、今後当社および当社の企業価値・株主共同の利益に反する株式等の大規模な買付がなされる可能性が存するということができます。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（ ）又は（ ）に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- () 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注)

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- () 買付者等の概要
- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- () 買付者等が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- () 買付者等が提案する大規模買付け等の概要(買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(注)

8. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

本必要情報の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（ ）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(注)

9. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

() 買付者等及びそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(注)

10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

() 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）

- () 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- () 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- () 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- () 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との間に利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- () 対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

() 其他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非又は株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()ないし()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

() 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

() 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

() 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

株主意思の確認

独立委員会が、上記 () に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権 1 個につき 1 個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の 2 週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。書面投票による場合、総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

取締役会の決議

当社取締役会は、 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、() 買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は() 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付け等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、株主の皆様のご承認を得られた場合には、本定時株主総会の日から平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、当社は、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当社グループは、前連結会計年度において営業損失488百万円、経常損失1,300百万円を計上し、当第3四半期連結累計期間におきましても、景気停滞による法人及び個人の利用減少が続き、厳しい環境のもと、四半期純損失97百万円を計上しました。

当該状況により、いまだ損失が発生し、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、その対応策として「中期経営計画」を策定し下記の項目を主な施策とし、前年度より実施しております。

当社及び当社グループが「中期経営計画」を実現できなかった場合には、当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

「中期経営計画」

1. 計画期間 3年間（平成21年4月～平成24年3月）

2. 計画概要

計画の骨子

?事業の選択と集中、主に中核事業であるハイヤー・タクシー事業における収益力強化と合理化によるコスト削減

?資産の整理および有効活用による有利子負債の圧縮、財務体質の改善・強化

?上記改善施策の実行により債務償還年数の短縮、金融機関との安定的な取引関係の構築
主な施策

(1)ハイヤー・タクシー事業における収益力強化と合理化によるコスト削減実現に向けての施策

ハイヤー事業

採算化交渉による顧客絞り込みの実施

従業員の適正配置の実施

車両関係費用圧縮の実施

営業所集約により、管理コスト圧縮の実施

タクシー事業

各乗務員の特性に合わせた指導・支援を実施

他部門からの乗務員受入による稼働率の向上

営業所集約により、管理コスト圧縮の実施

(2)その他

収益性が低い不採算事業は撤退検討

車両整備工場の集約の実施

所有不動産の整理及び有効活用の実施

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間における主要な設備の異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,500,000	10,500,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数：1,000株 完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない当社におけ る標準となる株式
計	10,500,000	10,500,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		10,500,000		525		2

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 527,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,921,000	9,921	同上
単元未満株式	普通株式 52,000		同上
発行済株式総数	10,500,000		
総株主の議決権		9,921	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大和自動車交通株式会社	江東区猿江2-16-31	527,000		527,000	5.02
計		527,000		527,000	5.02

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	245	216	200	197	207	203	195	185	175
最低(円)	214	185	185	195	190	203	178	173	157

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第2部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,518	3,076
受取手形及び売掛金	¹ 1,353	1,467
有価証券	0	0
販売用不動産	19	20
商品及び製品	30	27
仕掛品	0	1
原材料及び貯蔵品	37	50
その他	275	340
貸倒引当金	15	8
流動資産合計	4,221	4,976
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,626	3,602
土地	6,773	7,173
その他(純額)	523	679
有形固定資産合計	² 10,923	² 11,455
無形固定資産		
その他	60	64
無形固定資産合計	60	64
投資その他の資産		
その他	824	921
貸倒引当金	112	111
投資その他の資産合計	711	810
固定資産合計	11,695	12,330
資産合計	15,916	17,307
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	¹ 695	725
短期借入金	³ 1,224	³ 1,218
未払法人税等	149	229
賞与引当金	33	62
その他	1,325	1,928
流動負債合計	3,427	4,164
固定負債		
社債	30	40
長期借入金	³ 8,201	³ 8,996
退職給付引当金	578	524
役員退職慰労引当金	79	74
負ののれん	5	7
資産除去債務	238	-
その他	1,268	1,283
固定負債合計	10,403	10,925
負債合計	13,830	15,089

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金	2	2
利益剰余金	1,746	1,873
自己株式	263	263
株主資本合計	2,010	2,137
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15	18
評価・換算差額等合計	15	18
少数株主持分	60	61
純資産合計	2,086	2,217
負債純資産合計	15,916	17,307

(2)【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	16,400	14,328
売上原価	15,164	12,649
売上総利益	1,236	1,678
販売費及び一般管理費	¹ 1,188	¹ 979
営業利益	47	698
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	4	5
負ののれん償却額	16	2
受取車検費用	-	10
その他	49	23
営業外収益合計	73	45
営業外費用		
支払利息	230	196
退職給付会計基準変更時差異の処理額	118	114
持分法による投資損失	7	34
シンジケートローン組成費用	396	6
その他	11	25
営業外費用合計	764	378
経常利益又は経常損失()	643	366
特別利益		
投資有価証券売却益	2	-
固定資産売却益	657	78
貸倒引当金戻入額	1	24
株式割当益	-	47
資産除去債務履行差額	-	90
その他	22	-
特別利益合計	684	241
特別損失		
固定資産売却損	179	49
固定資産除却損	9	21
投資有価証券評価損	12	0
投資有価証券売却損	18	-
貸倒引当金繰入額	-	20
社葬費用	11	-
事業再構築費用	² 345	-
借入金繰上返済精算金	45	-
金利スワップ解約損	42	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	229
減損損失	-	³ 69
その他	1	125
特別損失合計	666	516
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	625	91
法人税、住民税及び事業税	29	54
過年度法人税等	9	86
法人税等調整額	12	48
法人税等合計	51	189
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	98
少数株主利益又は少数株主損失()	0	1

四半期純損失（ ）

678

97

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,506	4,755
売上原価	4,967	4,096
売上総利益	539	659
販売費及び一般管理費	¹ 392	¹ 285
営業利益	146	373
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	1	2
負ののれん償却額	5	0
受取車検費用	4	3
その他	4	6
営業外収益合計	16	13
営業外費用		
支払利息	78	62
退職給付会計基準変更時差異の処理額	39	38
その他	9	20
営業外費用合計	127	120
経常利益	35	267
特別利益		
固定資産売却益	35	0
貸倒引当金戻入額	0	18
移転補償金	22	-
資産除去債務履行差額	-	90
特別利益合計	58	109
特別損失		
固定資産売却損	71	-
固定資産除却損	5	2
投資有価証券評価損	8	-
事業再構築費用	² 142	-
減損損失	-	³ 69
その他	1	10
特別損失合計	229	81
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	135	295
法人税、住民税及び事業税	7	34
過年度法人税等	0	-
法人税等調整額	5	4
法人税等合計	12	29
少数株主損益調整前四半期純利益	-	265
少数株主利益	0	0
四半期純利益又は四半期純損失()	148	265

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	625	91
減価償却費	408	356
減損損失	-	69
負ののれん償却額	16	2
貸倒引当金の増減額及び貸倒損失(は減少)	2	7
賞与引当金の増減額(は減少)	100	28
退職給付引当金の増減額(は減少)	17	54
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	59	5
受取利息及び受取配当金	7	8
支払利息	230	196
持分法による投資損益(は益)	7	34
有形固定資産除却損	9	21
有形固定資産売却損益(は益)	478	29
投資有価証券売却損益(は益)	16	-
投資有価証券評価損	12	0
事業再構築費用	345	-
売上債権の増減額(は増加)	220	114
たな卸資産の増減額(は増加)	16	10
前払金の増減額(は増加)	102	17
前払費用の増減額(は増加)	17	73
その他の流動資産の増減額(は増加)	1	1
前受金の増減額(は減少)	4	15
長期前払費用の増減額(は増加)	7	0
仕入債務の増減額(は減少)	5	30
未払消費税等の増減額(は減少)	34	63
未払費用の増減額(は減少)	179	343
預り金の増減額(は減少)	43	6
前受収益の増減額(は減少)	19	1
その他の流動負債の増減額(は減少)	0	1
長期預り保証金の増減額(は減少)	39	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	229
その他	81	340
小計	401	426
利息及び配当金の受取額	8	8
利息の支払額	215	192
法人税等の支払額	84	205
営業活動によるキャッシュ・フロー	693	37

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	148	129
定期預金の払戻による収入	239	115
短期貸付けによる支出	17	12
短期貸付金の回収による収入	76	16
有形固定資産の取得による支出	325	120
有形固定資産の売却による収入	825	371
長期貸付けによる支出	46	14
長期貸付金の回収による収入	17	13
投資有価証券の取得による支出	28	9
投資有価証券の売却による収入	46	-
差入保証金の差入による支出	0	1
差入保証金の回収による収入	2	48
子会社株式の取得による支出	0	-
その他	11	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	652	275
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,472	98
長期借入れによる収入	10,360	230
長期借入金の返済による支出	7,718	1,116
社債の償還による支出	10	10
セール・アンド・リースバックによる収入	120	-
リース債務の返済による支出	70	57
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	23	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	186	885
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	145	572
現金及び現金同等物の期首残高	1,305	2,999
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,451	2,427

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益が17百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が156百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は330百万円であります。

(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取車検費用」は、営業外収益総額の100分の20を超えているため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取車検費用」は11百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)				
<p>1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。</p> <table data-bbox="287 504 718 593"> <tr> <td>受取手形</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>52百万円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,307百万円</p> <p>減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p> <p>3 財務制限条項</p> <p>四半期連結財務諸表提出会社は、シンジケートローン契約(契約日平成21年9月25日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。</p> <p>四半期連結財務諸表提出会社は、有利子負債(リース債務は含まない。)残高を平成22年3月期11,200百万円、平成23年3月期10,600百万円、平成24年3月期9,900百万円(但し、担保不動産を売却した場合は、一定の条件に従い算出された金額を前述されている有利子負債上限額より控除した額)以上としないこと。</p> <p>なお、担保不動産売却により控除後の有利子負債残高は、平成23年3月期8,654百万円、平成24年3月期7,954百万円であります。</p> <p>平成23年3月期以降、四半期連結財務諸表提出会社の償却前経常利益がマイナスとならないこと。</p>	受取手形	7百万円	支払手形	52百万円	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,239百万円</p> <p>減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。</p> <p>3 財務制限条項</p> <p>連結財務諸表提出会社は、シンジケートローン契約(契約日平成21年9月25日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。</p> <p>連結財務諸表提出会社は、有利子負債(リース債務は含まない。)残高を平成22年3月期11,200百万円、平成23年3月期10,600百万円、平成24年3月期9,900百万円(但し、担保不動産を売却した場合は、一定の条件に従い算出された金額を前述されている有利子負債上限額より控除した額)以上としないこと。</p> <p>平成23年3月期以降、連結財務諸表提出会社の償却前経常利益がマイナスとならないこと。</p>
受取手形	7百万円				
支払手形	52百万円				

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																																														
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">344百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> </table> <p>2 事業再構築費用</p> <p>今期より進めております「中期経営計画」に係る事業再構築によって発生した費用を下記のとおり計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">内訳： 減損損失（注1）</td> <td style="text-align: right;">198 百万円</td> </tr> <tr> <td> リース解約違約金</td> <td style="text-align: right;">44 "</td> </tr> <tr> <td> 特別退職金</td> <td style="text-align: right;">74 "</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">28 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"> 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">345 "</td> </tr> </table> <p>（注1）減損損失 第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハイヤー営業所</td> <td>車両及び建物、構築物等</td> <td>東京都大田区</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>自動車教習設備</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>東京都小金井市</td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> <tr> <td>保養所施設</td> <td>建物及び構築物、土地等</td> <td>静岡県熱海市</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。</p> <p>「中期経営計画」に基づいて、ハイヤー事業における不採算営業所の集約による統廃合の実施をし、また自動車運転教習事業及び保養所施設については廃止を決定し、それぞれの資産グループが遊休資産等になったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業再構築費用に含めて特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については主として路線価を基礎として算定し、他への転用や売却が困難である設備については備忘価額にて評価しております。</p>	給料手当	344百万円	貸倒引当金繰入額	-百万円	賞与引当金繰入額	48百万円	退職給付費用	11百万円	減価償却費	37百万円	内訳： 減損損失（注1）	198 百万円	リース解約違約金	44 "	特別退職金	74 "	その他	28 "	合計	345 "	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	ハイヤー営業所	車両及び建物、構築物等	東京都大田区	62	自動車教習設備	建物及び構築物等	東京都小金井市	94	保養所施設	建物及び構築物、土地等	静岡県熱海市	41	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table>	給料手当	271百万円	貸倒引当金繰入額	8百万円	賞与引当金繰入額	3百万円	退職給付費用	15百万円	役員退職慰労引当金繰入額	4百万円
給料手当	344百万円																																														
貸倒引当金繰入額	-百万円																																														
賞与引当金繰入額	48百万円																																														
退職給付費用	11百万円																																														
減価償却費	37百万円																																														
内訳： 減損損失（注1）	198 百万円																																														
リース解約違約金	44 "																																														
特別退職金	74 "																																														
その他	28 "																																														
合計	345 "																																														
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																																												
ハイヤー営業所	車両及び建物、構築物等	東京都大田区	62																																												
自動車教習設備	建物及び構築物等	東京都小金井市	94																																												
保養所施設	建物及び構築物、土地等	静岡県熱海市	41																																												
給料手当	271百万円																																														
貸倒引当金繰入額	8百万円																																														
賞与引当金繰入額	3百万円																																														
退職給付費用	15百万円																																														
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円																																														

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																
	<p>3 減損損失</p> <p>第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="748 315 1369 568"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産 (タクシー営業土地 所)</td> <td></td> <td>東京都西東京市</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。</p> <p>上記の遊休資産について、将来における具体的な使用計画がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価を基礎として評価しております。</p>	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	遊休資産 (タクシー営業土地 所)		東京都西東京市	64	その他			4	合計			69
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)														
遊休資産 (タクシー営業土地 所)		東京都西東京市	64														
その他			4														
合計			69														

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)			
	3 減損損失 第3四半期連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			
	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
	遊休資産 (タクシー営業土地 所)		東京都西東京市	64
	その他			4
	合計			69
	<p>当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。</p> <p>上記の遊休資産について、将来における具体的な使用計画がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価を基礎として評価しております。</p>			

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,535百万円	現金及び預金 2,518百万円
預入期間が3か月超の定期預金 85 "	預入期間が3か月超の定期預金 91 "
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期債権(有価証券) 0 "	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期債権(有価証券) 0 "
現金及び現金同等物 1,451百万円	現金及び現金同等物 2,427百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	10,500,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	527,807

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14	1.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	14	1.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	旅客自動車 運送事業	不動産事業	販売事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	4,294	219	952	39	5,506	-	5,506
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	23	22	371	34	451	(451)	-
計	4,317	241	1,324	73	5,957	(451)	5,506
営業利益又は営業損失()	54	54	84	44	149	(2)	146

(注) 1 事業区分の方法

売上集計区分によっております。

2 各事業区分の主要な事業内容

旅客自動車運送事業 ハイヤー、タクシー

不動産事業 売買、賃貸、仲介

販売事業 燃料、資材、金属製品

その他事業 自動車整備、自動車運転教習、福祉

3 その他事業に含めております自動車運転教習事業は、平成22年1月31日付で閉鎖しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	旅客自動車 運送事業	不動産事業	販売事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	12,890	715	2,579	214	16,400	-	16,400
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	73	244	1,053	108	1,479	(1,479)	-
計	12,964	959	3,633	322	17,879	(1,479)	16,400
営業利益又は営業損失()	157	171	136	73	77	(29)	47

(注) 1 事業区分の方法

売上集計区分によっております。

2 各事業区分の主要な事業内容

旅客自動車運送事業 ハイヤー、タクシー

不動産事業 売買、賃貸、仲介

販売事業 燃料、資材、金属製品

その他事業 自動車整備、自動車運転教習、福祉

3 その他事業に含めております自動車運転教習事業は、平成22年1月31日付で閉鎖しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため記載しておりません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当する売上高がないため記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当する売上高がないため記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントについては、各事業セグメントを製品・サービスの内容、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して「旅客自動車運送事業」、「不動産事業」及び「販売事業」の3つに集約しております。

なお、各報告セグメントは、以下の開発・製造・販売を行っております。

報告セグメント	主要商品等
旅客自動車運送事業	ハイヤー事業、タクシー事業
不動産事業	不動産売買・賃貸・仲介
販売事業	燃料販売、資材販売、金属製品販売

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	合計 (注)3
	旅客 自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	11,002	454	2,857	14,314	13	-	14,328
セグメント間の内部売上高 又は振替高	31	168	1,014	1,214	24	1,239	-
計	11,034	622	3,871	15,528	38	1,239	14,328
セグメント利益又は損失()	504	34	184	723	17	7	698

(注)1 「その他」の区分は、自動車整備や福祉等から構成されております。

2 調整額の区分は、セグメント間の内部取引に係る消去額及び事業セグメントに直接賦課できない全社費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	合計 (注)3
	旅客 自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	3,602	140	1,010	4,753	2	-	4,755
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	49	304	366	-	366	-
計	3,614	190	1,315	5,119	2	366	4,755
セグメント利益又は損失()	258	10	106	375	5	2	373

(注)1 「その他」の区分は、自動車整備や福祉等から構成されております。

2 調整額の区分は、セグメント間の内部取引に係る消去額及び事業セグメントに直接賦課できない全社費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当第3四半期連結会計期間において、固定資産減損損失を69百万円計上いたしました。この内、旅客自動車運送事業における減損損失計上額は64百万円、「その他」事業につきましては4百万円計上いたしました。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動は認められない為、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
203円16銭	216円17銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,086	2,217
普通株式に係る純資産額(百万円)	2,025	2,155
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	60	61
普通株式の発行済株式数(株)	10,500,000	10,500,000
普通株式の自己株式数(株)	527,807	527,329
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	9,972,193	9,972,671

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 67円99銭	1株当たり四半期純損失金額 9円74銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	678	97
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	678	97
普通株式に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	9,972,936	9,972,299

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 14円92銭	1株当たり四半期純利益金額 26円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	148	265
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	148	265
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	9,972,914	9,972,193

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

・重要な資産の譲渡

中期経営計画の目的である「資産の整理及び有効活用による有利子負債の圧縮、財務体質の改善・強化」のため当該資産を売却するものであります。

(1) 譲渡する相手会社の名称

社団法人 巨樹の会

(2) 譲渡資産の種類、譲渡前の用途

譲渡資産の種類	譲渡前の用途
(株)大和自動車教習所 本社営業所 東京都小金井市前原町1丁目574番1号他計22筆 土地：13,249.57㎡ 建物：延1,094.76㎡	遊休資産

(3) 譲渡日

平成23年4月下旬(予定)

(4) 譲渡価額

2,900百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動は認められない為、記載を省略しております。

2 【その他】

平成22年11月11日開催の取締役会にて、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 14百万円 |
| (ロ) 1株当たりの金額 | 1.5円 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年12月10日 |
- (注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

大和自動車交通株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 石 暁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 誉 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 爪 輝 義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

大和自動車交通株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 爪 輝 義 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 原 義 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。